内閣官房令

○内閣官房令第十三号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［2・3　略］ 4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～五　略］ 六　デジタル田園都市国家構想実現会議及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの ［七～九　略］ ［5～7　略］	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～五　同上］ 六　内閣官房副長官を助け、まち・ひと・しごと創生本部に関する事務を整理するもの ［七～九　同上］ ［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、令和四年一月一日から施行する。

省　令

○総務省・財務省令第五号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第九十五号を第百号とし、第八十八号から第九十四号までを五号ずつ繰り下げ、第八十七号を第九十号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十一　モルディブ
九十二　モロッコ

別表中第八十六号を第八十九号とし、第三十九号から第八十五号までを三号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一　ジャマイカ

別表中第三十七号を第三十九号とし、第三十二号から第三十六号までを二号ずつ繰り下げ、第三十一号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　ケニア

別表中第三十号を第三十一号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　カタール

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の九を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定中「、カタール」を削る。

○財務省令第八十三号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日　　財務大臣　鈴木　俊一

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合） **第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～五　略］ 六　令和二年九月一日から令和四年三月三十一日までの間に、消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項	（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合） **第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～五　同上］ 六　令和二年九月一日から令和三年十二月三十一日までの間に、消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一